

京都市訓令甲第 6 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年6月11日

京都市長 門 川 大 作

別表第2産業イノベーション推進室長の項の次に次の1項を加える。

| | |
|-----------------|---|
| 地域企業イノベーション推進室長 | (1) 京都市中小企業等緊急支援補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。 |
|-----------------|---|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)